

令和7年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月26日（水）午後1時30分から午後2時21分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名全員でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和7年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号12番 小久保勝委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定

により報告します。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

3条821番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、温床マット1、発芽室1、暖房室1、動噴1台を所有しております。主な経営作物は、野菜と花の苗となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は720日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条822番 使用貸借による権利の設定です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は10分です。農地の利用状況につきましては、3条821番と申請者が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条823番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、芋掘り機1台、芋植え機1台、ツル刈り払い機1台を所有しております。主な経営作物は、そば、さつまいも、りんご、栗となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認し

ていただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条821番と822番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条821番と822番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3月17日に、大芦会長、新井会長職務代理者、野村委員、地区担当の齋川委員、峯岸委員、私、川田の6名が出席して審査会を行いました。3条821番及び822番の案件について報告します。本申請につきましては、売買による所有権の移転2筆、使用貸借権の設定1筆の申請になります。申請人は22年ほど前から大橋町の土地で、ビニールハウスで野菜と花の苗の生産販売をおこなってきました。今回お借りしていた土地を返却することになり困っていたところ、申請地の地主より農地を譲っていただけることになり農地の取得のため申請するものです。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、ご家族でこれまでと同様に経営していく予定となっています。作付計画としましては、野菜苗、花苗の生産、管理、販売となっており出荷先はホームセンターを中心となっています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年3月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 4条173番から4条175番について、調査班お願いします。

調査班

4条173番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

4条174番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

4条175番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

議 長

ありがとうございました。
以上で調査班による報告が終わりました。
これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年3月26日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1150番から5条1155番について、調査班お願いします。

調査班

5条1150番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1151番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1152番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1153番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1154番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1155番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地553番と非農地554番について、調査班お願いします。

調査班

非農地553番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地554番について報告いたします。願出地の周囲には農地がありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについてを議題といたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10の4の(1)及び(3)の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

取消しする利用集積計画ですが、令和7年1月24日開催第1回佐野市農業委員会総会にて決定されたものの2番の案件です。取り消す理由ですが、2月20日に売買契約を行う予定であった農地の一部について、再度資料を確認したところ一部農業用施設用地として利用されている部分があることが判明し、農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転が不可となったため。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、依頼のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号については、依頼のとおり決定することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和7年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時21分閉会